

ジビエ振興自治体連絡協議会の設立について

一般社団法人日本ジビエ振興協会と設立を進めてきた、自治体会員による「ジビエ振興自治体連絡協議会」の設立発起人会を書面議決で開催し、11月30日に正式に発足した。

1 ジビエ振興自治体連絡協議会の設立発起人会について

- ・日本ジビエ振興協会の自治体会員である全国13の自治体の長が呼びかけ人となり、書面議決により発起人会を実施した。

[自治体連絡協議会 設立発起人会の呼びかけ人]

山梨県知事	長崎 幸太郎
長野県知事	阿部 守一
和歌山県知事	仁坂 吉伸
鳥取県知事	平井 伸治
徳島県知事	飯泉 嘉門
長野県長野市長	加藤 久雄
長野県茅野市長	今井 敦
三重県志摩市長	橋爪 政吉
和歌山県古座川町長	西前 啓市
岡山県美作市長	萩原 誠司
鳥取県若桜町長	矢部 康樹
鹿児島県出水市長	椎木 伸一
鹿児島県西之表市長	八板 俊輔
(一社)日本ジビエ振興協会 代表理事	藤木 徳彦

2 ジビエ振興自治体連絡協議会の組織について

- ・発起人会で承認された規約及び役員構成は別紙のとおり。

3 今後の進め方について

- ・本来であれば、発起人会により自治体連絡協議会が正式に発足したことから、速やかに総会を開催する運びとなるところであるが、新型コロナウイルス緊急事態宣言の関係で開催方法を検討中。
- ・なお、ジビエ振興協会の全ての自治体会員が参加の意向を表明。

ジビエ振興自治体連絡協議会規約

第1章 総則

(名称・組織)

第1条 この会は、ジビエ振興自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、一般社団法人日本ジビエ振興協会（以下「ジビエ協会」という。）の自治体会員をもって組織する。

(目的)

第2条 協議会は、ジビエ振興に関する情報を収集して共有化を図り、鳥獣被害対策やジビエ利活用に取り組む自治体の連携強化を図るとともに、各地域の課題を集約し、的確に国の施策に反映させるなど、効果的なジビエ振興を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) ジビエ振興に取り組む自治体相互の情報交換
- (2) ジビエ振興の現状と課題の整理集約
- (3) ジビエ振興に関する調査研究
- (4) ジビエ振興に関する施策の提言
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、ジビエ協会の自治体会員で、第2条に規定する目的に賛同する自治体により構成する。会員は、会長に申し出ることによって任意に本会を入退会することができる。

(会費)

第5条 協議会に関する会費は無料とする。

第3章 役員及び事務局

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名

- 2 役員は本協議会において互選する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 本協議会に顧問を置き、ジビエ協会の代表理事をもって充てる。
- 5 本協議会に学識経験者の相談役を置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局長の属する自治体に事務局員を置く。

2 本協議会の事務局は、ジビエ協会内に置き、事務局長の属する自治体と連携するものとする。

(事務局の業務)

第8条 事務局は次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の意見集約、国などへの提言
- (2) 協議会の招集、マスコミへの広報
- (3) 資料作成、協議会の議事概要の作成、会員への周知
- (4) その他本協議会の目的に資する活動の企画・運営

第4章 会議

(協議会の開催)

第9条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

2 会長欠席のときは、副会長がその職務を行う。

第5章 財務

(財務)

第10条 協議会は一切の財産を持たない。

2 本協議会の開催に必要な活動経費は、ジビエ協会が負担するものとする。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第11条 この規約は、協議会において必要に応じて変更することができる。

第7章 作業部会

(WG)

第12条 必要に応じ作業部会WGを設置することができる。

2 WGのメンバーは、必要に応じて会員以外の者に対して参加を要請できるものとする。

第8章 補則

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は令和2年11月30日から施行する。

ジビエ振興自治体連絡協議会 役員

会 長	鳥取県知事	平井 伸治
副会長	徳島県知事	飯泉 嘉門
副会長	岡山県美作市長	萩原 誠司
副会長	三重県志摩市長	橋爪 政吉
副会長	鳥取県若桜町長	矢部 康樹
副会長	鹿児島県出水市長	椎木 伸一
事務局長	山梨県知事	長崎 幸太郎
顧 問	日本ジビエ振興協会代表理事	藤木 徳彦
相談役（学識経験者）	国交省政策統括官	岡本 直之

No	協議会役職	自治体名	首長	担当部署	電話	FAX	郵便番号	住所
1		栃木県那須郡那珂川町	町長 福島 泰夫	産業振興課 農林整備係	0287-92-1113	0287-92-3081	324-0613	栃木県那須郡那珂川町馬頭555
2		富山県	知事 新田 八朗	農林水産部 農村振興課	076-444-3381		930-8501	富山県富山市新総曲輪1-7
3		石川県	知事 谷本 正憲	農林水産部 里山振興室	076-225-1631	076-225-1618	920-8580	石川県金沢市鞍月1-1
4	事務局長	山梨県	知事 長崎 幸太郎	農政部 畜産課 畜産振興担当	055-223-1607	055-223-1609	400-8501	山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
5		長野県	知事 阿部 守一	鳥獣対策・ジビエ振興室 鳥獣被害対策係	026-235-7273	026-235-7279		長野市 南長野 幅下692-2
6		長野県長野市	市長 加藤 久雄	農林部 いのしか対策課	026-226-4911		380-8512	長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
7		長野県茅野市	市長 今井 敦	農林課 林務係	0266-72-2101	0266-72-4255	391-8501	長野県茅野市塚原二丁目6番1号
8	副会長	三重県志摩市	市長 橋爪 政吉	産業振興部 農林課	0599-44-0288	0599-44-5262	517-0592	三重県志摩市阿児町鶴方3098-22
9		和歌山県	知事 仁坂 吉伸	農林水産部 農業生産局 畜産課 衛生・環境班	073-441-2924	073-431-0904	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1
10		和歌山県東牟婁郡 古座川町	町長 西前 啓市	地域振興課	0735-72-0180		649-4104	和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
11	会長	鳥取県	知事 平井 伸治	商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食のみやこ推進課	0857-26-7853	0857-21-0609	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220
12	副会長	鳥取県八頭郡若桜町	町長 矢部 康樹	農林建設課	0858-82-2239	0858-82-0134	680-0792	鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5
13		鳥取県八頭郡八頭町	町長 吉田 英人	産業観光課	0858-76-0208		680-0493	鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地
14		岡山県	知事 伊原木 隆太	農林水産部 農村振興課 鳥獣害対策室	086-226-7439	086-224-1109	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号
15	副会長	岡山県美作市	市長 萩原 誠司	農林政策部 森林政策課	0868-72-5322	0868-72-8094	707-8501	岡山県美作市栄町38-2
16		山口県	知事 村岡 嗣政	農林水産部 農林水産政策課 鳥獣被害対策班	083-933-3473	083-933-3339	753-8501	山口県山口市滝町1-1
17	副会長	徳島県	知事 飯泉 嘉門	農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課 鳥獣対策・ジビエ推進担当	088-621-2451	088-621-2854	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1
18		高知県高岡郡梶原町	町長 吉田 尚人	まちづくり振興課	0889-65-1111	0899-40-2010	785-0695	高知県高岡郡梶原町梶原1444
19		熊本県球磨郡水上村	村長 中嶽 弘継	産業振興課	0966-44-0314		868-0701	熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地
20		鹿児島県	知事 塩田 康一	農村振興課	099-286-3114		890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
21	副会長	鹿児島県出水市	市長 椎木 伸一	産業振興部 農林水産整備課	0996-63-4134	0996-63-4131	899-0201	鹿児島県出水市緑町1番3号
22		鹿児島県西之表市	市長 八板 俊輔	農林水産課 林務水産係	0997-22-1111	0997-24-3115	891-3193	鹿児島県西之表市西之表7612番地